

令和2年 6月22日	制 定	令和3年11月 1日	一部改正
令和2年11月 9日	一部改正	令和3年12月14日	”
令和2年11月26日	”	令和4年 4月 1日	”
令和2年12月14日	”	令和4年 4月 8日	”
令和3年 1月 8日	”	令和4年5月11日	”
令和3年 1月15日	”	令和4年6月17日	”
令和3年 2月 8日	”		
令和3年 4月 5日	”		
令和3年 5月17日	”		
令和3年 9月30日	”		

新型コロナウイルス感染症対策 宇都宮大学における授業の実施等に際してのガイドライン【学生用】

宇都宮大学では、新型コロナウイルス感染症に学生・教職員が“自ら感染しない”“他人に感染させない”ため、宇都宮大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に必要な対策を検討し、状況に応じた授業の在り方、教育研究及び学生生活に関する対応等について、本ガイドラインで定めています。

学生の皆さんにおかれては、本ガイドラインを遵守の上、行動するようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行ってまいります。

1. 基本的な感染対策

(1) 「三つの密」の回避

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）

①マスクの着用

◎マスク着用は、基本的な感染対策として重要です。

◎次の状況ではマスクの着用をお願いします。

- ↳
- ・身体的距離が2m未満の場合。
 - ・身体的距離が2m以上であっても会話を行う場合。

※ただし、次の場面ではマスクを外すことも可能です。

- ↳
- ・運動活動中などの熱中症防止対策を講じる場合。
 - ・授業中に教員の指示があった場合。

②ドア、窓を開けるなどの換気の徹底

③建物入り口で手指消毒の徹底

④ていねいな手洗い（30秒程度）の徹底

(2) 登学時の健康状態の把握

①登学前に体温を測り、発熱等の風邪の症状がある場合等には登学せず、かかりつけ医等最寄りの医療機関又は最寄りの「受診・ワクチン相談センター」に電話で相談するとともに、保健管理センターに報告してください。

②発熱など体調に異変があった場合にはP 6.「体調不良者 対応フロー」、P 7.「感染者 対応フロー」、P 8.「濃厚接触者 対応フロー」に従って対応してください。

③体温を測り忘れて登学した場合は、各キャンパス建物出入口に設置してある非接触型体温計により、各自で検温してください。

(3) 行動記録・接触者リストを作成

新型コロナウイルス感染症が陽性と判明した場合、保健所から、過去2週間の行動履歴を求められることとなりますので、各自、**行動記録を作成**しておいてください。

令和4年の前期から授業は原則として対面を実施します。また、課外活動も許可を得た団体は再開しております。自分自身のため、家族や友人など大切な人を守るために、日頃から、行動記録（年月日、時刻、訪れた場所、移動手段・経路等）や接触者リスト（氏名・続柄・性別・年代・連絡先等）を作成し、新型コロナウイルスに感染した場合は速やかに提出してください。

なお、個人情報の取扱いを含めた情報管理は、厳重に行ってください。

また、「行動記録」・「接触者リスト」の様式は、本学ホームページの「新型コロナウイルスへの対応について」>「4. その他：在学生へのお知らせ」に掲載しています。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/important/essential/008205.php>

(参考様式)

行動記録

<p>教職員又は学生が感染した場合は、保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることとなりますので、行動を常に記録願います。</p> <p>※記入例を参考にしてください。(同居者の分は記入せず、同居者の同意が得られる場合は、「行動記録附票」に情報を記載してください。)</p> <p>※大学関係以外の行動や勤務日又は通学日以外の日についても記載してください。</p>				<table border="1"> <tr><td>所属</td><td></td></tr> <tr><td>職名・学年</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td></td></tr> <tr><td>同居者の有無</td><td>有 ・ 無</td></tr> </table>		所属		職名・学年		氏名		連絡先		同居者の有無	有 ・ 無
所属															
職名・学年															
氏名															
連絡先															
同居者の有無	有 ・ 無														
年月日	時刻	接触状況	接触場所	接触者氏名	接触者の連絡先	備考									
※記載例 令和〇年〇月〇日 (火)	①8:40～10:10 ②15:00～20:00	①授業(授業科目:〇〇〇〇) ②バスで△△から△△に移動。 △△でアルバイト。	①〇〇教室 ②△△(アルバイト先)	①〇〇学部〇〇さん ②△△さん	①090-1111-1111 ②090-2222-2222	①〇〇さんと隣の席で受講									

(4) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) を必ずインストールしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

2. 授業実施方針及び注意事項

(1) 授業方針

- ①授業は、原則として対面で実施します。
- ②教室における感染防止対策として、換気、入室時のアルコール消毒の徹底をお願いします。
- ③マスクの着用に関しては、P1、「基本的な感染対策」①マスクの着用に従って対応してください。
- ④対人距離は1メートルを目安に、可能な限り間隔が取れる配置で着席してください。なお、授業担当教員の指示がある場合は、指示に従い着席してください。
- ⑤授業中にディスカッション等で会話をする機会がある場合は、授業担当教員の指示に従い、離れた距離での会話、真正面に向かい合って座らない、必要に応じてフェイスシールドを着ける等の状況に応じた感染対策を行ってください。
なお、フェイスシールドは修学支援課又は陽東学務課で配付しますので、各窓口へ申込みください。
- ⑥教室内が密になる恐れがある場合は、可能な限り収容定員が多い教室に変更することとしていますが、十分な収容定員の教室が確保できない場合は、学生を2つのグループに分け、2つの教室を使用して教室毎に週替わりで面接授業と遠隔授業を交互に実施するなど、可能な限り対面授業の確保に努めることとしています。
- ⑦オンラインによる連絡、課題の提出等がありますので、自宅等での通信環境の準備をお願いします。
- ⑧授業で教員が作成したPDFファイルや音声ファイル等は、特定の受講者にのみ限定的に配信している著作物で教員に著作権があります。受講する学生が教員に無断で再配布したり、SNSで共有したり、別のサイトにアップロードすると違法行為になるので注意してください。

(2) 教室での食事

- ①大学生協食堂等の混雑を避けるため、講義室での昼食は可能です。
- ②市松模様になるなど、間隔を十分に空けて利用してください。
- ③感染防止に努め食事時の会話は控えてください。
- ④教室内に設置されているアルコール消毒の徹底をお願いします。
- ⑤食事で利用した机は、教室に備え付けのアルコール消毒液で、各自、拭き取りください。
- ⑥食事のゴミは、各自、持ち帰り、教室等を汚さないようにしてください。

(3) 栃木県に「まん延防止等重点措置」等が適用された場合

- ①正課教育における学外実習
 - ・当該期間中にキャンパス外で実施する授業は、計画の変更（延期等）となります。
 - ・当該期間中に係るバス配車は中止となります。
 - ・前述の延期や中止等の連絡は、授業担当教員からC-Learning等の適切な方法により連絡されることとなります。
- ②学科・コース、グループ等により学外で行う正課外活動（単位認定対象外活動）
 - ・インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア活動は原則として中止となります。
 - ・なお、個人単位で実施する前述の正課外活動については、感染防止対策を徹底の上、実施することは可能です。

- ・「まん延防止等重点措置」等が解除され活動が再開される場合であっても、活動を行う前に担当部署にお問い合わせの上、実施の検討を進めてください。

(担当：インターンシップ等＝キャリアセンター、サークル・ボランティア等＝学生支援課)

3. 研究活動

- ①研究室・実験室への入退室について記録する。
- ②研究室・実験室では、定期的に窓を開けるなど換気を行う。
- ③研究室・実験室での作業は、身体的距離（最低1 m）を空けて行う。
- ④換気が十分にできない場所での滞在時間は可能な限り短くする。
- ⑤会話は必要最小限とする。
- ⑥共用の機器・什器は、使用前後に適宜消毒または清拭により清潔にする。
- ⑦その他宇都宮大学対応方針に応じた研究活動を心掛けること。

4. 学内施設の利用、課外活動

- ①学内施設の利用は、宇都宮大学対応方針によるものとします。
- ②課外活動は、活動内容に応じて一部許可された課外活動団体のみ活動となります。

5. その他の相談

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで感じたことのない不安やストレスを感じる場合があります。また、この影響により経済的に困難な状況に陥る場合もあります。本学では、全学的な相談窓口として、学生なんでも相談窓口を設置しています。学生生活において困ったことや心配ごとなど、どんなことでもお気軽にご連絡ください。

【学生なんでも相談窓口】

峰地区〈学務棟2階〉	電話 028-649-5276
陽東地区〈学生プラザ1階〉	電話 028-689-6189

〇WEBから

『学生なんでも相談窓口／相談フォーム』に
入力後、送信してください

入力は
こちらから
→



【こころとからだの健康相談】

保健管理センター	電話 028-649-5123	E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp
----------	-----------------	---------------------------------------

新型コロナウイルスに係る授業の欠席に関する取り扱い

1. 本学学生が、学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学内感染及び感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとする。
2. 出席停止となった期間に係る授業は、Microsoft 365 forms の入力により報告することで、公欠扱いとし、授業担当教員は履修上不利益とならないよう当該学生に対して当該授業に相当する学修を課すものとする。
3. 公欠扱いとされた期間における授業の欠席については、単位認定要件に係る欠席扱いとしないものとする。
4. 単位認定要件は、平素の出席状況も含まれるものであり、定期試験の受験資格において、総授業時間数の 3 分の 2 が基準となることから、当該学生にあっては、公欠扱いとなった時間数を差し引いた時間数の 3 分の 2 が受験資格のための時間数となる。
5. 新型コロナウイルスワクチン接種は、原則として授業等の履修と重複しないよう予約をしてください。
6. ワクチン接種後の体調不良により授業を欠席する場合は、かかりつけの医療機関を受診するとともに、履修授業担当教員へ申し出て、当該授業に相当する学修の指示を受けてください。
7. 5 及び 6 の取り扱いは、宇都宮大学又はそれ以外の会場での接種による場合も同様の取り扱いとなります。
8. 新型コロナウイルスに係る公欠の事由・手続き等は次のとおりとする。

※「医療機関等」とは、病院・保健所・保健管理センターをいう。

事由	措置	手続き	登学停止（公欠）期間等
新型コロナウイルス感染症に感染した場合 (検査で陽性となった場合)	公欠	①指導教員（担任）へ報告 ②授業担当教員へ報告 ③Microsoft 365 forms により報告 ※公欠届の提出は不要	保健所が判断する療養解除日まで。 症状が出た場合： 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合 症状の出たことのない場合（無症状病原体保有者）： 陽性確定に係る検体採取日から 7 日間経過した場合
濃厚接触者であると連絡を受けた場合 ※医療機関等の指示により PCR 検査実施者		①指導教員（担任）へ報告 ②授業担当教員へ報告 ③Microsoft 365 forms により報告 ※公欠届の提出は不要	感染者と接触した日を 0 日として翌日から 7 日間（8 日目解除）を自宅待機とし、待機期間中は、健康観察をすること。
体調不良（発熱等）で医療機関等の指示により自宅待機した場合		①指導教員（担任）へ報告 ②授業担当教員へ報告 ③Microsoft 365 forms により報告 ※公欠届の提出は不要	待機解除の判断は、 <u>医療機関等の指示</u> に従い、体調に留意して登学する。 ※自主判断による自宅待機の場合であっても待機解除は医療機関の判断によるものとする。
新型コロナウイルスワクチン接種後、副反応がみられた時		かかりつけの <u>医療機関</u> を受診するとともに、授業担当教員へ申し出る。 ※公欠届の提出は不要	副反応の症状が解消するまで。 なお、授業担当教員から当該授業に相当する学修の指示を受けてください。
新型コロナウイルスワクチン接種日	欠席		公欠とはなりません。 ※履修授業時間を除いてワクチン接種を予約してください。

体調不良者 対応フロー

次のいずれかの症状がある場合：①及び②の相談・報告を行う。

- ①発熱（37.5℃以上、あるいは平熱より1℃以上高い熱）
- ②咳、鼻水、のどの痛みなどの風邪症状
- ③強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ④嗅覚や味覚の異常
- ⑤下痢が4-5日続く
- ⑥基礎疾患等のある方は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状

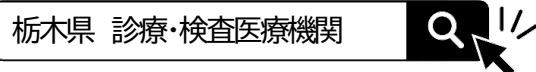
①かかりつけ医等最寄りの医療機関又は「受診・ワクチン相談センター」に電話で相談
<栃木県での発熱患者等発生時における相談体制>

- ①かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話で相談
- ②かかりつけ医等最寄りの医療機関に連絡できない場合は

受診・ワクチン相談センター※ 0570-052-092 (24時間(土日、祝日を含む))

※都道府県によって名称が異なります。

または、県ホームページから受診可能な診療・検査医療機関を調べて連絡



自宅待機

医療機関受診の指示

②保健管理センターへこちらのフォームから報告

<https://forms.office.com/r/E361x45HWU>

(同居者の状況についても同様に報告) (1)所属・氏名 (2)現在の状況 (3)連絡先

- ①自宅待機指示期間中は、保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員と授業の受講相談を行う。
- ②指示内容について、指導教員（担任）、授業担当教員へCラーニング等で報告するとともに、学務部へこちらの入力フォーム (<https://forms.office.com/r/eUVTh9N96G>) にアクセスして、学籍番号、所属、氏名、メールアドレス、自宅待機期間を報告してください。

医療機関受診
PCR検査等実施

陰性

陽性

感染者 対応フローへ

登学再開

こころとからだの健康相談 保健管理センター

電話 028-649-5123 E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp

感染者 対応フロー

感染者と診断された場合

●保健管理センターへこちらのフォームから報告

<https://forms.office.com/r/E361x45HWU>

(同居者の状況についても同様に報告) (1)所属・氏名 (2)現在の状況 (3)連絡先

医療機関・保健所等の指示に従う。また、濃厚接触者がいる場合は、本人からも連絡する。

報告に基づき、保健管理センターから当該学生へ健康状況等の確認を電話で行う。

- ①保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員と授業の受講相談を行う。
- ②指示内容について、指導教員（担任）、授業担当教員へCラーニング等で報告するとともに、学務部へこちらの入力フォーム (<https://forms.office.com/r/eUVTh9N96G>) にアクセスして、学籍番号、所属、氏名、メールアドレス、保健所から指示があった自宅待機期間を報告してください。

治療終了

療養解除については、保健所が判断しますが、次に該当する場合に、自宅療養は解除されます。

- ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ②症状の出たことのない方（無症状病原体保有者）については、陽性確定に係る検体採取日から7日間経過した場合

登学再開

こころとからだの健康相談 保健管理センター

電話 028-649-5123 E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp

濃厚接触者 対応フロー

濃厚接触者であると連絡を受けた場合

●保健管理センターへこちらのフォーム (<https://forms.office.com/r/E361x45HWU>) から報告 (同居者の状況についても同様に報告) (1)所属・氏名 (2)現在の状況 (3)連絡先

医療機関・保健所等の指示に従いPCR検査実施

陰性

陽性

報告に基づき、保健管理センターから当該学生へ健康状況等の確認を電話で行う。

- ①保健管理センターの健康観察及び指導に基づき、授業担当教員と授業の受講相談を行う。
- ②指示内容について、指導教員(担任)、授業担当教員へCラーニング等で報告するとともに、学務部へこちらの入力フォーム (<https://forms.office.com/r/eUVTh9N96G>) にアクセスして、学籍番号、所属、氏名、メールアドレス、自宅待機期間を報告してください。

感染者 対応フローへ

感染者と接触した日を0日として翌日から7日間(8日目解除)を自宅待機とし、待機期間中は、健康観察をすること。なお、公欠届の提出は不要です。

こころとからだの健康相談 保健管理センター

電話 028-649-5123 E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp